

令和4年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和4年9月15日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 青田 浩二

説明のため出席した者

企画財政部長 森川 寛子
(政策企画課)

課 長	中村 元則	課長補佐	木戸 武志
課長補佐	松田 祐貴	係 長	山口 和樹

(財政課)

課 長	荒木 秀一	課長補佐	入江 彩子
-----	-------	------	-------

(税務課)

課 長	和田 弘	課長補佐	渡辺 房子
係 長	森山 哲平		

(収納推進課)

課 長	小川 貴弘	係 長	朝居 健太郎
-----	-------	-----	--------

健康保険部長 富永 正彦
(健康保険課)

課 長	藤崎 隆行	課長補佐	木澤 奈津代
係 長	一瀬 奈々		

(介護保険課)

課 長	村田 佳美	参 事	中村 宰子
係 長	浦川 真	主任保健師	濱崎 美雪

本日の委員会に付した案件

議案第49号 令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時26分

閉 会 13時56分

○委員長（金子恵委員）

おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会します。

昨日に引き続き、議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。本日は、ただいまより財政課の審査に入っていきたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○財政課長（荒木秀一君）

皆様おはようございます。それでは財政課所管分につきまして御説明をいたします。それでは事項別明細書、初めに歳入からでございますが、18、19ページをお願いいたします。2款1項1目地方揮発油譲与税でございます。2,674万7,000円、前年比では74万9,000円、2.9%の増額でございます。続いて2款2項1目自動車重量譲与税7,647万4,000円、前年比では83万4,000円、率にして1.1%の増額でございます。次に3款1項1目利子割交付金324万8,000円、前年比72万4,000円、18.2%の減額でございます。それから、4款1項1目配当割交付金2,446万9,000円、前年比では1,028万1,000円、72.5%の増額でございます。20、21ページになります。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金3,082万1,000円、前年比では1,268万3,000円、69.9%の増額。次に6款1項1目法人事業税交付金2,091万2,000円、前年比1,224万6,000円、141.3%の増額でございます。7款1項1目地方消費税交付金8億9,020万7,000円、前年比では8,247万7,000円、10.2%の増額。8款1項1目環境性能割交付金556万8,000円、前年比では27万6,000円、4.7%の減額でございます。9款1項1目地方特例交付金4,063万1,000円、前年比196万5,000円、4.6%の減額。9款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,757万6,000円でございます。こちらは新規でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等が所有いたします償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減相当額につきまして、国が補填したものでございます。続きまして22、23ページをお願いいたします。10款1項1目1節普通交付税26億550万6,000円、前年比4億7,836万2,000円、22.5%の増額でございます。これは基準財政需要額が増加し、基準財政収入額は減少、前年度対比ではその差が広がったことによりまして、交付税が増加しております。次に、10款1項1目2節特別交付税7,104万4,000円、前年比225万円、3.3%の増額でございます。11款1項1目交通安全対策特別交付金393万8,000円、前年比65万1,000円、14.2%の減額でございます。次に40、41ページをお願いいたします。16款1項2目1節利子及び配当金のうち、財政調整基金運用収入14万9,356円、前年比9万1,552円、率にして38.2%の減額でございます。減債基金運用収入2万4,822円、前年比3

万2,908円、57%の減額。次に土地開発基金運用収入699円、前年比2,847円、80.3%の減額でございます。続いて42、43ページをお願いいたします。17款1項7目ふるさと長与応援寄附金、総額では1億2,345万1,325円、前年比では2,720万1,325円、28.3%の増額でございますが、このうち財政課所管は町長おまかせコース4,910万2,000円でございます。充当先は、3款1項1目の子ども医療費へ3,273万5,000円、それから10款2項1目小学校管理費、校舎整備工事費に912万9,400円及び10款3項1目中学校管理費、運動場と校舎の整備工事費に合わせて723万7,600円充当をしております。次に44、45ページをお願いいたします。18款2項1目財政調整基金繰入金5億6,879万7,000円、前年比では8,635万1,000円、17.9%の増額でございます。19款1項1目繰越金、5億997万5,907円、前年比6,217万190円、13.9%の増額。それから48、49ページをお願いいたします。20款5項1目1節雑入のうち、長崎県市町村振興協会市町村配分金1,953万2,000円、前年比221万6,000円、率にして12.8%の増額でございます。次に50、51ページをお願いいたします。21款1項3目臨時財政対策債6億1,046万1,000円、前年比では1億5,790万円、34.9%の増額でございます。歳入は以上となります。

次に歳出でございますが、58、59ページをお願いいたします。2款1項3目財政管理費でございます。これは財政課職員4名分の人件費、事務費等、合計で3,520万1,025円、前年比では237万5,403円、率にして7.2%の増でございます。内容的には例年同様でございますが、増の主な要因といたしましては18節の西彼中央土地開発公社事業費負担金の借入利率の上昇によるものでございます。次に62、63ページをお願いいたします。2款1項6目財政調整基金費、こちら財政調整基金積立金と減債基金積立金でございますが、歳入で説明をいたしました基金運用収入の積立分になります。このうち減債基金は運用収入のほかに、普通交付税で追加交付されました令和3年度臨時財政対策債の後年度償還分1億6,726万6,000円、それから今後の公債費への対応といたしまして2億6,000万円を積み立てております。続きまして148、149ページをお願いいたします。8款5項3目公共下水道費でございます。18節の長与町下水道事業会計補助金1億500万円、前年比500万円、4.5%の減額でございます。続きまして192、193ページをお願いいたします。12款1項公債費でございます。1目元金の合計は13億640万3,079円、前年比では1,495万8,245円、1.2%の増額。2目利子の合計は5,006万7,241円、前年比では1,413万1,226円の減額、22%の減額でございます。次に13款1項1目土地開発基金費でございますが、こちらは土地開発基金の運用収入及び新図書館等複合施設建設用地の土地貸付収入の積み立てになります。566万8,196円で、前年比では489万7,504円、46.4%の減額でございます。主な要因といたしましては、複合施設の建設用地の貸付収入の減少でございます。14款1項1目予備費でございますが、

令和3年度は1,154万7,000円の充用を行っております。うち、災害関連が46.1%、修繕関連が53.9%でございました。続きまして194ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますけども、4翌年度へ繰り越すべき財源(2)繰越明許費繰越額は1億8,875万4,000円で、令和3年度から令和4年度へ繰り越された歳出予算の財源へ充てるべき繰越金の額となります。5実質収支額は11億5,776万8,000円、前年度から2億1,888万4,000円増加いたしました。6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、地方財政法第7条の規定によりまして、実質収支額の2分の1を下らない金額を積み立てるものとされておりまして、5億8,000万円を財政調整基金に積み立てることとしております。次に198ページをお願いいたします。財産に関する調書、1公有財産でございますが、(4)出資による権利、このうち財政課所管は上から5番目の西彼中央土地開発公社、下から2番目の地方公共団体金融機構の2件でございます。いずれも昨年度からの増減はございません。次に199ページでございます。4基金のうち財政課所管でございますが、(1)財政調整基金、(2)土地開発基金、(5)減債基金の3件でございます。財政調整基金の令和3年度末残高は14億8,168万6,000円となり、1,865万1,000円減少いたしました。内訳は、令和2年度決算における歳計剰余金の処分による積み立て分といたしまして5億5,000万円、基金運用収入分の積み立てとして14万6,740円ございました。取り崩し額につきましては5億6,879万7,000円でございます。取り崩しの方が多結果となりました。土地開発基金の令和3年度末残高は9億146万4,000円となり、566万8,000円増加いたしました。現金の内訳は複合施設建設用地に係る土地貸付収入と運用収入でございます。土地についての変動はございませんでした。減債基金の令和3年度末残高は17億6,932万3,000円となり、4億2,729万1,000円増加いたしました。内訳は先ほど御説明したとおりでございます。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書について御説明をいたします。報告書の2、3ページをお願いいたします。こちらは一般会計の総括でございます。歳入は165億9,576万9,834円、13.5%の減少。歳出は152億4,924万7,050円、15.9%の減少。歳入歳出差引残高は13億4,652万2,784円となり、前年度決算額よりも約2億8,600万円増加しております。6ページをお願いいたします。地方債の状況でございます。地方債の令和3年度末残高は、一番下の行の合計の右端になりますが134億7,449万2,000円、約1億7,000万円増加いたしました。次に7ページをお願いいたします。性質別歳出の状況でございます。令和3年度一般会計歳出決算額は先ほど申し上げましたが、152億4,924万7,000円、前年度比で15.9%の減少でございます。物件費、維持補修費、補助費等、投資及び出資金・貸付金は減少、そのほかの費目は増加しております。各費目の増減の要因は、主に新型コロナウイルス感染症対策事業によるものでございますが、令和2年度のコロナ対策事業

として実施いたしました特別定額給付金、プレミアム付き商品券の発行、キャッシュレス決済事業等の減により、物件費、補助費等が減少いたしました。また令和3年度のコロナ対策につきましては、子育て世帯や住民税非課税世帯などへの生活支援が中心でありまして、扶助費が増加しているところでございます。積立金の増加につきましては減債基金積立金、教育振興基金積立金の増加によるものでございます。また普通建設事業費、補助の減少につきましては、令和2年度事業の保育所等整備交付金の皆減によるものでございます。続きまして8、9ページをお願いいたします。こちらは歳出につきまして性質別と目的別の歳出状況を表にまとめたものでございます。後ほど御参照いただきたいと存じます。続いて68ページをお願いいたします。都市計画税の充当状況でございます。こちら併せて御参照いただきたいと存じます。8. 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費でございます。こちらは地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分として交付された額の充当状況をお示ししたものでございます。令和3年度決算における社会保障財源化分の市町村交付金は、昨年度から7,067万8,000円増加いたしました。5億4,669万9,000円、充当した社会保障施策に要する経費は1億8,886万2,000円増加し、33億7,896万9,000円でございます。

続きまして本日提出をいたしました資料の方をお願いいたします。1ページをお願いいたします。地方債の状況（見込）でございます。こちらは令和13年度までの見込みをお示したものでございます。まず3年度の地方債残高でございますが、134億7,400万円、前年度から1億6,900万円増加いたしました。令和4年度が約11億6,000万円の発行見込みとなっており、その内訳を右側に記載しております。令和5年度以降の発行額につきましては、普通建設事業に係るものとしまして2億8,000万円、臨時財政対策債としまして1億3,000万円、6年度以降は3億円。高田南土地区画整理事業一括施工に係るものとしまして5億6,000万円を見込んでおります。なお複合施設建設事業費につきましては、地方債の見込みをお示しする上で約20億円と設定しております。事業費等が明らかになり次第、改めて所管課より御説明をさせていただくということにしておりますので、御了承いただきたいと思います。それから今後の推移といたしましては、元利償還金は令和8年度にピークとなりまして、それ以降は減少する見込み。また町債の残高は減少していく見込みでございます。下の表ですが、債務負担行為一覧表でございます。一番下の合計欄を御覧いただきたいと思っております。令和3年度末における債務負担行為の限度額が85億8,614万4,000円、令和3年度中の支出額は8億5,960万6,000円、令和4年度以降の支出予定額は23億9,386万2,000円となっております。続きまして2ページをお願いいたします。経常収支比率の状況でございます。平成15年度及び直近から5年前までの数値を示しております。前年度と比較いたしまして、経常一般財源は約7億3,000万円の増、経常経費充当一般財源は約5,500万円の増となり、経常収支比率は7.3ポイント

ト減少、86.2%となりました。続いて3ページをお願いいたします。健全化判断比率シミュレーションでございます。グラフの左側の赤で表示しております実質公債費比率について御説明いたします。まず令和3年度でございますが、実質公債費比率は7.4%で前年度から0.1%増加しております。これは比率算定の分母であります標準財政規模が、普通交付税及び臨時財政対策債の増などにより増加いたしました。比率算定の分子である公債費に準ずる債務負担行為に係るものが増加したために、単年度の実質公債費比率は増加したものでございます。今後の見込みは図示しておりますけれども、令和10年度にピークに達しまして、その後減少に転じていく見通しとなっております。次に右側のグラフ、将来負担比率でございますが青色で表示をしております。将来負担比率につきましてですが、令和3年度の将来負担比率の分子である債務負担行為に基づく支出予定額の減少等による将来負担額の減少、また将来負担額に充当可能な基金の増、さらに比率算定の分母である標準財政規模の増加に伴いまして、算定されないという結果になっております。今後の見込みといたしましては、令和8年度までに段階的に上昇いたします。その後、減少に転じる見通しとなっております。最後に4ページでございます。土地開発基金の土地残高状況一覧でございます。令和3年度末の状況でございますが、前年度から変更はあっていないところです。合計面積は1万8,914.62平方メートル、合計は8億4,675万572円でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

これから質疑に入りたいと思います。まず歳入ですね。18、19ページ、ここから入っていききたいというふうに思っております。質疑はありますか。いいですか、次進みます。20、21ページよろしいですか。戻っても構いませんので進めたいと思います。次に、22、23ページ、12款までですね。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ちょっと戻んですけど、21ページの株式等譲渡所得割交付金が増えているってことだと思うんですけど、何か理由があればどういうものなのかも含めて教えてもらえたらありがたいです。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○財政課長（荒木秀一君）

まず内容でございますけれども、株式等の譲渡によって、要するに取引が行われた利益に対して課される税金でございます。県民税株式等譲渡所得割がございまして、そのうちの59.4%に相当する額を市町村に交付されるというものでございます。さらに、当該市町村に係る個人の県民税の額で、県内市町村で按分されるというものでございます。あくまでも取引の結果で交付されたものでございますので、詳細な分析というのはちよ

とできていないところがございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では40、41ページは利子及び配当金の中に財政課所管があります、いいですか。次42、43ページ、ふるさと長与応援寄附金のところですね。次44、45ページ、財政調整基金繰入金と繰越金ですね、この辺りです。いいですか、戻っても構いません、質疑はありませんか。それでは48、49ページ、雑入のところですか。よろしいですかね。次の50、51ページ、臨時財政対策債、いいですかね。最後に全体的にということでもう一度お聞きしますので、歳出の方に入っていきたいというふうに思います。58、59ページ、3目ですね。これは西彼中央土地開発事務費負担金等があります、いいですか。戻っても構いません、62、63ページ、これは財政調整基金のところですね、いいですか。では148、149ページ、下水道事業会計補助金ですね。質疑はありませんか。では192、193ページ、公債費のところですか。このページは全部財政課所管です。それでは実質収支に関する調書、その他、主要な施策の成果に関する報告書、今日いただいた資料、歳入歳出含めて何でも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今日いただいた資料の中で、経常収支比率の状況という資料をいただいているんですけども、令和3年度が令和2年度と比べて若干減少しております。この数字が上がったから良いとか悪いとかっていうのは全然ないと思っているんですよね。何かあったときに簡単に変動するので、それが特別な意味は持たないんじゃないかと思うんですが、先ほど御説明の中で、令和2年、令和3年とコロナの関係があって、特に令和3年は生活支援関係で結構いろいろあったという御説明があったので、私は単純に令和3年はそういったことをやったのだったら、経常収支比率は上がるのかなと思ったんですけども、そうでもなかったんですよね。何が要因だったのか、この辺りいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

経常収支比率と昨年度のコロナ対策の事業なんですけれども、コロナ対策の事業につきましては財政上、臨時的な経費という扱いになります。毎年あるような経費ではなくて、特別にこの年に起こった経費という形になりますので、こちらの経常収支比率の中には算定をしない経費ということになりますので、こちらには影響はしておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

149ページですね、歳出の長与町下水道事業補助金というのがあるわけですが、この金額の根拠を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

下水道事業会計補助金ですが、こちらは国が定めております下水道事業に対する一般会計からの繰出基準というものがございまして、そちらの繰出基準をベースに額を算出して支出をしているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

その基準ですかね、大まかでいいですからどのような基準になっているか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○財政課長（荒木秀一君）

この基準の中に幾つか算定するような内容がございまして、そういった中で、例えば分流式下水道等という項目があったりとか水洗便所の普及であったり、不明水の処理、こういった複数の項目からこういった基準に基づき算定されるということで、その基準額は本日詳細なところは分からないので、その辺は申し訳ございません。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今日いただいた資料で3ページなんですけど、将来負担比率が令和8年度に14.2%でピークに達するということなんですけど、これはこういった要因に基づいて行われたんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

本日の資料の健全化判断比率シミュレーションの将来負担比率、こちらの8年度にピークを迎えるこの見込みなんですけれども、こちらは今後借入れを行う予定にしている起債が高田南の一括施工ですとかその他建設事業がございまして、その借入れの地方債の現在高が増えるとこの比率が増える要因になりますので、主にその辺りが影響していると思われまして。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

では、主な要因としては高田南土地区画整理事業の借入金の増額でいいんですか。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

そういった高田南土地区画整理事業をはじめとする建設事業の増加を見込んでおりますので、そちらで比率の方が上昇することを見込んでおります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今日資料をいただいた土地開発基金の土地残高状況一覧を見ていただければ、これは今後の財政運営に非常に関わってまいるわけなんですけども、一番上にありますように平成19年、これらについてはもう十数年かかっておるわけですね。それが基金で取得をしてそのまま置いてあるということであるわけですから、早く買い戻しをするべきものであるわけなんですけども、かなり時間が経っておりながら所管の事業の具体が進まないということだろうというふうに思うんですけども、その辺りは当然買い戻しをさせるわけでしょう。まず第1点、その買い戻しに対する考え方ですね。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○財政課長（荒木秀一君）

買い戻しをするような予定としております。御指摘の件ですね、こういった事業着手前に買い戻しをやってまいります。ここの基金に持つことによって起債等を借り入れることができますので、これを早めに買い戻ししてしまうと町の資産ということで起債の対象にもならないわけでございますので、事業着手の直前というタイミングでの買い戻しということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

事業が具体的になったときに、財源関係も補助等が例えばあるものを適用しながら買い戻しをしていくということはもちろんながらそうなんですけども、黙って放っておくといつまでも、これは所管の問題があれですけど、財政サイドではどうにもならないということは十分分かりますけども、所管にも、財政上からも具体化を早くすべきものはするような督促をしていくべきじゃないかというふうに思います。なお、2点目はこのナンバー5にあります斉藤の4点について、これはどのように今なって、財政上は放

っておかれてそのままだろうと、5,000万円もそのまま放って。黙っとくとこれはもう5年、10年、またそのままいくだらうと思うんですが。この中身の進捗は財政サイドは聞いておられますか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○財政課長（荒木秀一君）

最近、この件で所管との話は行ってないところですが、過去になかなか交渉が進まずに事業の進捗が図れないというようなところでの記録が残っておりまして、そのままになっているような状態ではないかということで思っておりますが、改めてこの辺は所管には尋ねてみたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

これも所管の動きによって左右されるわけです。これはもう十分分かっておりますけども、このままいくとこれはなかなか解決が難しいんじゃないかというふうに私は個人的には思っておりますけども。やっぱり理事者を含めて、この点、部長、どういう具体で進め得るのか所管とも財政状況を考えても、このままで放っておくわけにいかないわけと僕は思うんです。だから所管とも十分協議をしながら、何とか解決の糸口を見いだして、先が明るい兆しが出るような、そういうことを施策会議等ででも必要であれば話し合いをして、それで町を挙げてやっぱり解決するようなものでなければ、私は難しいんじゃないかという感じをするんですね。見解を求めて終わります。

○委員長（金子恵委員）

森川部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

御指摘ありがとうございます。所管課の方と十分に検討をして、必要ならば政策調整会議等にかけて進捗を図っていきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

先ほど岩永委員が言われました答弁であったように、一時的に財政課が管理しているという形になっているのかなと思うのが6番かな、高田南の空いている所も同じような形で一時的に財政課に置いているとこの土地も理解していいのかなというその答弁と、今、岩永委員が言われました5番ですね。これもちょっと仕組みが分からないのでお尋ねしますが、焼却炉の方にポンと移すっていうことは無理なのかなあと。それに伴うもんですもんね、これは確か。と思うんですけど、斉藤の所。そこじゃ無かった。

これ違った。もっと先の方かな。河川のあそこか、ああ、あれか。分かりました。じゃあ、今の部分は取り消します。最初の部分だけ6番の。ついでに7番、8番の件についても同じような性質で財政課の方にあるのかなっていうのを、お答えいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○財政課長（荒木秀一君）

土地開発基金という形で、財政の方で所管といいますか総括でこのようにお見せしておりますが、こちらの表の4ページの中に、実際的には使用課名というのがあるんですが、所管がこの課になっておりますので、6番都市計画課所管ということで御理解いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

先ほどの答弁にあったように、事業が始まったらそっちの所管の方に移るという理解でいいですか。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

こちらの土地につきましては、購入時に土地開発基金で購入した土地になりますので、基金が財政課所管ですのでこちらで一覧を示して御説明をさせていただいておりますが、事業が開始されて高田南が完成する時期になれば、所管課の方で歳出を計上して、用地を購入して、そちらの方の普通財産に切り替わることとなります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

43ページのふるさと長与応援寄附金のところ、もうちょっと詳しく聞きたかったんですけど、町長おまかせのふるさと納税は町長が財政課に渡すという形になるのかっていうのと、あと使い道の方も詳しく教えてください。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○財政課長（荒木秀一君）

町長おまかせコースは財政課所管として取り扱わせていただいております。で、使い道というのが、先ほども御説明をしたところでございますけれども、1つはこども政策課の子ども医療費へということでの充当を行ったと。で、あと2つ目に、教育総務課の

方で小学校それから中学校の管理費の中で建設事業費へ充当したというところでございます。金額は先ほど申し上げたとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、財政課の審査を終了いたします。

場内の時計で10時30分まで休憩します。

（休憩 10時18分～10時29分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより政策企画課の審査に入っていきたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

改めましておはようございます。それでは政策企画課所管分となります、よろしくお願いたします。決算書事項別明細書に従いまして御説明いたします。

まず歳入でございます。事項別明細書の30、31ページをお願いいたします。14款2項1目総務費国庫補助金2節地域活性化補助金、備考欄の1行目地方創生推進交付金は補助率2分の1で、令和3年度は町移住ホームページの構築、長崎移住サポートセンターの運営負担金、クラウドソーシングセミナーの実施経費に充当いたしました。また、このほか、他課の所管事業といたしましてチャレンジショップの実施経費、健康ポイント事業、大村湾沿線観光活性化事業負担金にも充当しております。2行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は補助率10分の10で、感染拡大防止、事業継続と暮らしの維持、経済活動の回復、感染症に強い地域づくりなど、新型コロナウイルス感染症への対策として実施した事業に充当いたしました。次に2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の上から3行目、地域少子化対策重点推進交付金は補助率3分の2で、本町が実施いたします結婚相談事業に係るものでございます。続きまして34、35ページをお願いいたします。15款2項1目総務費県補助金1節総務管理費補助金です。備考欄の1行目、土地利用規制等対策費交付金は、国土利用計画法に基づく届け出の受理に対する補助金でございます。3行目、地方創生移住支援事業補助金は、東京圏からの移住者を対象に交付する移住支援金に充当する補助金でございます。続きまして38、39ページをお願いいたします。15款3項1目総務費委託金5節統計調査費委託金は、令和3年度に実施いたしました経済センサス活動調査のほか、例年実施いたします各種調査に係る経費に係る事務委託金でございます。続きまして40、41ページをお願いいたします。16款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の下から5行目、国際交流基金運用収入は、国際交流基金の残高に対する利息でございます。42、43ペ

ページをお願いします。17款1項1目一般寄附金1節一般寄附金は、長崎県統計協会長与町支部解散に伴い、寄付金として受け入れたものでございます。44、45ページをお開きください。18款2項2目国際交流基金繰入金1節国際交流基金繰入金は、長与町国際交流協会補助金の財源として繰り入れております。飛びまして48、49ページをお願いします。20款5項1目雑入1節雑入の上から3行目、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金は、公益財団法人長崎県市町村振興協会が国際交流事業経費の5分の4を補助するもので、長与町国際交流協会補助金に充当しております。以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございます。64、65ページをお願いします。2款1項8目企画費でございます。1節報酬は、総合開発審議会をはじめとした各種審議会などの委員報酬及び職員の育児休業代替に係る会計年度任用職員の報酬でございます。続きまして3節職員手当等ですが、66、67ページをお願いします。上から2行目の時間外勤務手当は69万5,599円でございます。前年度に比べると約140万円の減額となっております。令和2年度は国勢調査や第10次総合計画の策定により例年よりも業務量が多かったことから、大幅な減額となっております。7節報償費は、町内3中学校でのデートDV防止授業に係る講師謝礼、結婚相談員の報償でございます。8節旅費は、普通旅費のほか審議会等開催時の費用弁償でございます。10節需用費は、業務に必要となる各種消耗品のほか婚活事業に係るポスターなど広告物の印刷製本費でございます。11節役務費は、結婚相談事業に係るSNSを活用した広告費と長崎県お見合いシステムの登録受付を行うためのインターネット接続料でございます。12節委託料は、公共施設等総合管理計画の改訂に係る支援業務、町主催の婚活イベント実施業務、町の移住ホームページ構築業務、そしてクラウドソーシングセミナーの実施業務を委託したものでございます。18節負担金、補助及び交付金は、主なもののみの御説明とさせていただきます。1行目、長与町国際交流協会補助金は114万5,000円。7行目、ながさき移住サポートセンター運営費負担金は、県と全市町が連携し、移住希望者への相談対応や県内企業との就業マッチングを行うサポートセンターの運営負担金でございます。その下8行目、地方創生移住支援事業補助金は、東京圏からの移住者を対象に交付する移住支援金で、令和3年度は1件の交付実績でございました。その下、長与町子育て世帯移住支援補助金は、長崎県外から移住する子育て世帯を対象に交付する移住支援金で、令和3年度は4件の交付実績となっております。その下、長崎県お見合いシステム登録料補助金は、システムの会員登録料を初回登録に限り全額補助するもので、令和3年度は9件の交付実績となっております。一番下の結婚祝金は、本町に住所を有する方がお見合いシステムや婚活イベントを通して婚姻された場合に、1組につき3万円を支給するもので、令和3年度は2件の交付実績となっております。24節国際交流基金積立金は、基金残高に対する預金利息を積み立てたものでございます。次に84、85ページをお開きください。統計調査費でございます。2款5項1目統計調査総務費は、全般的な統

計調査の経費及び統計調査員確保対策に要する経費でございます。2目基幹統計調査費は、公的統計の根幹をなす重要性の高い基幹統計に係る経費でございます。令和3年度は、主に経済センサス活動調査に係るものでございます。1節報酬は統計指導員、統計調査員に係るものでございます。そのほか、8節、10節、11節につきましても、経済センサス活動調査のほか、例年の各種統計調査も含めた統計事務に係る経費でございます。次に基金の状況でございます。200ページをお願いします。(11)国際交流基金でございます。令和3年度末現在高は4,146万7,000円となっております。

続きまして主要な施策の成果に関する報告書でございます。主要な施策に関する成果につきましては、17ページから19ページに主な事業を掲載しております。また、参考といたしまして、令和3年度決算資料、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてと題したA4横1枚物の資料を配布いたしております。併せて御参照願います。政策企画課に関しましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

これより質疑を行います。歳入から入っていきます。まず歳入の30、31ページ、地域活性化補助金ですね。この辺りと下段の方にもあります。質疑はありませんか。いいですか、戻っても構いません。次に進みます。34、35ページ。県補助金です、よろしいですか。次38、39ページ、中段の統計調査費委託金ですね。次のページの40、41、これは国際交流基金運用収入です。次42、43ページ、上段の一般寄附金が所管になっています、いいですか。44、45ページ、中段の国際交流基金繰入金、こちらが政策企画課分です。戻っても構いませんので先に進めます。48、49ページ、雑入、これは上から3行目、国際交流支援事業補助金です。

ないようですので歳出の方に入ります。64、65ページ、下段の企画費が政策企画課分です。質疑はありませんか。この分は67ページまで続きます。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

67ページの公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料というのがあるんですけども、主要な施策の成果に関する報告書でも書いてあるんですけども、これ国からとか県からの補助も無いし、一般会計からの純粋に支出になっていますけども、これ内作でできないのかですね。外部に作らせるんじゃなくて、職員で作れないのかどうかですね。わざわざ外部に発注してまで作る必要があるのかなと思ってお聞きするんですけども、補助か何か出ているなら補助を使うという手もあるんですけども、全然無いし、職員で作れないのかどうかということを質問したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

まず財源についてですけれども、御指摘のとおりこれに対する補助金とか、そうしたものは国から交付されていませんが、公共施設総合管理計画を全国的に策定、改訂を進めていくという視点から、今回のこの委託費については特別交付税の方で措置をされております。歳入としては政策企画課ではないんですけれども、交付税の対象の経費となっております。続いて職員で作れないのかというところですが、今回の委託についても、もう策定丸々そのまま業者に全て委託したわけではなくて、計画の中でもどうしても専門的な知識が必要となる建物の構造ごとの将来的な経費の試算ですとか、そうしたところについて一部支援をしていただくというところで、必要に応じて発注をしておりますので、内容については職員で作ったところと専門的知識を持つ事業者の助けを借りて作ったところ、そういったすみ分けをして作った状況にはなっております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

特別交付税で手当てされているということですね。はい、分かりました。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。いいですか。では戻って構わないので次に進みます。84、85ページ、統計調査費、こちらが所管ですね。よろしいですか。では199、200ページの基金、そして本日もらった資料、主要な施策の成果に関する報告書、全て含めて、歳入歳出全般で質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

主要な施策の成果に関する報告書の結婚相談事業の中で、結婚相談員報償、これはどういった方がどういう活動をされているのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

地域で活動されている方に委嘱をさせていただいております。活動内容としましては、結婚相談会を開催した際に相談を受け付けると。令和3年度は5回開催しております。相談者は5名ということになっております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ちょっと自分が聞いたのが、年配の女の方が多いと。正直言って相談しにくいっていう人がいて、あれはもっと事務的に普通の人の方がやってくれた方がよっぽど話しに行きやすいとかいう声を聞いたんで、その辺はどうかなと思ひまして質問なんですけれども、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

委嘱をお願いしている方は確かに年配ですけども、やはり人生経験豊かでいろんなアドバイスをいただけるのかなとっておりますので、適任だと思っております。私どもの職員も1名、一緒に相談対応しておりますので、こちらは年配の方に比べますと人生経験は豊かじゃございませんが、一緒に相談を受け付けておりますので、十分対応できているのかなと感じております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

主要な施策の成果に関する報告書の19ページに移住・定住促進事業の内訳が詳しく書いてありました。13世帯の21名が移住をされたということで、大変良い成績じゃないかなというふうに思いました。なかなかこれ難しいんじゃないかなということで私的には考えとったんですが、この21名、あるいは13世帯はどういう所から転入をされてきたのか、どこにも記載が無いようですけども、よかったら教えていただけませんか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

令和3年度の移住実績で確認しましたところ、今回移住者として多かったのはやはり関東圏から来られる方が多くなっております。そのほか大阪府、京都、沖縄といった内容で今回移住の実績は上がっております。どうしても制度上、国の制度が都市から地方に向けて人の流れをつくるというところで様々な支援事業を行っておりますので、本町でも、そういった都会の東京圏とか大阪とか、そうした所から移住してくる方が多かったのかなとは思いますが。ただ数自体があまり多いわけではないので、統計的にずっとこれが続くのか、たまたまこうだったのかというところがあるんですけども、少なくとも令和3年度についてはそういう傾向でございました。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

移住をされても仕事が無ければ生活ができませんよね。だから当然、一般勤労者なのか、あるいは農業地帯に農業したいと、そういう希望を持って移住をされた、漁業をしたいと、例えばですね。いろんな職種を希望して、ああ長与はいいなというようなこともあったらというふうに思うんですけども、職种的にはどうでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

御指摘のとおりただ住むだけではなくて、やはりここで仕事をして生活を営むというところが大事になってまいります。本町につきましては令和3年度に限らずなんですけれども、大部分は企業に勤めてらっしゃる方が相談にしても、実際に移住してこられる方についても多くなっています。移住に満たずに相談の段階でそういった農林水産業なんかに興味を持たれているという方もおられるんですけども、大部分は一般の企業に就職されるような、会社勤めの方といった方が一番多くなっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も移住・定住促進事業の中でお伺いをしたいんですけども、先ほどの御説明の中で主に移住されている方は関東圏が多いということでありましたが、ちなみに関東圏っていったらどういった所から実際に多いのか、分かれば教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

令和3年度の実績ですね、先ほどの13世帯の内訳で御説明しますと、東京都が3世帯、神奈川が3世帯、千葉2世帯、埼玉が1世帯、一般的に東京圏、関東圏と私たちの整理をしている所は、それだけの件数となっております。そのほか大阪が2世帯、京都が1世帯、沖縄が1世帯というような状況で、全体の13世帯ということになっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

関東圏が圧倒的に多いという状況ですよ。でですね、町のホームページの中で移住定住関連の「ながよ暮らし」というホームページを立ち上げられているということで見させてもらおうと、長与町に移住された方に対する支援金の制度があるんですが、規定が東京23区内に在住または通勤している人たちが長与に来て生活をする場合に対象ということになりますと、今の話の中で出された例えば神奈川県、千葉県、埼玉県といった所からの方が対象から漏れているという実態があるので、いろんな補助の関係もあるのかもしれないんですけども、東京都の区部に限定せずに、もう少し対象を関東一円というふうな、埼玉、神奈川、千葉辺りまでは少なくとも広げないと、せっかくの制度がちょっとどうなのかなというのもあるんで、いろいろ難しい課題もあるんであればその辺

も教えていただいて、何とかより移住していただけるようなことに繋がらないか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ホームページ、御覧いただきましてありがとうございます。今年度からスタートしておりますので、頑張って充実させていきたいと思っております。御指摘にありました東京圏からの移住支援金の件ですけれども、まずは1つ、前段で御説明させていただくのが、これは国の制度にのっとった支援金ということになっておりますので、その支援の要件というのは国の方で縛られているところがあります。一定町の方で動かせるところ、動かせないところというのがあるというのが1つと、東京都に限らず先ほどの千葉とか埼玉とか、そういった所も要件に入らないのかというような御質問でしたけれども、一応、東京圏という形で東京23区以外にお住まいの方ですね、これ東京圏というのが東京、埼玉、千葉、神奈川になるんですけれども、そこにお住まいの方々も一定給付の対象となるような要件も定められております。多分御覧いただいたのが直近10年間のうち5年以上東京23区に住んでいたとか、そういう要件を見られたのかなと思うんですけれども、その要件とまた別に、その直近10年間のうち5年以上東京圏ですね、東京に限らず圏内に在住して、23区に通勤していた方とか、要件がまた複数ございますので、必ずしも東京都にお住まいじゃないからといって支援の対象外になるということにはなっておりませんので、またこの辺りは制度自体も複雑なところがあるんですけれども、分かりやすい情報発信に努めて、是非支援を活用していただいて、移住に繋がればと思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

やっぱりそういう国の方の制度の縛りがあるということ、そうかなと思いました。恐らくこういう状況というのは長与町だけじゃなくて長崎県、あるいは九州もみんなそういう課題を感じているんじゃないかと思うので、例えば町村会とかそういった所の団体で協議しながら国に対して実態に即した、せつかくの制度をもう少し拡充できるような形を町だけでできない場合は、そうやって近隣とも協力しながら是非お願いしたい。その辺りの考え方はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

支援制度の在り方については、確かに御指摘のとおり長与町だけの問題ではございません。やはり全国的に地方都市と言われる所は同様に人口減少が都会より、先ほど仕事

という面も御質問ありましたけれども、同じように苦しんでいるところはございます。またその辺りにつきましては、本県でも長与町単独の事業だけでなく、県とほか21市町が連携した移住サポートセンターという組織を立ち上げて、移住の支援を県下統一的に行っている部分もございますし、こうした制度についても必要に応じて担当者会議等を通して、もっとこうなったらいいのにとというような意見もどんどん出していきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

国際交流についてお聞きいたします。平成9年ですかね、本町で姉妹都市であるウェザースフィールド町の方に町長ほか9名ぐらいが行かれたと思うんですが、国際交流をもう少し、以前は町民にも補助金を出して町民と議員も参加していたと思うんですが、国際交流を盛んにされていた時期がありましたよね。で、今コロナの現状でなかなかそれも現実的にはできないところではありますが、しかし海外との出入国の解禁もそろそろできてきていますので、コロナが落ち着いたところを見計らってもよろしいですが、やっぱり姉妹都市である本町の町民は、議員も以前も含まれていたのです。そういったところで、共に視察研修兼ねて、やっぱり幅広く見地を深めるってところで交流に行くと、そしてウェザースフィールドなんか特に町政と同じような環境っていうか、そういう状況でありますので、もう少しそういった国際交流を今後盛んにしようというような施策はございませんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

姉妹都市交流を活性化するための施策としては、今年度事業になりはするんですけども赤タマネギを使用した給食を児童に食べていただきまして、まずはウェザースフィールド町が姉妹都市なんだっていった周知を再認識するところからスタートしております。で、児童から御家庭にこういったウェザースフィールド町といった町があるんだよということを御家庭にお持ち帰りいただきまして、町全体にまた改めて周知していくところから始めているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

しません、といういろんな形でお答えするのは無理かもしれませんが、ウェザースフィールドに限らず、やっぱり基金も4,000万円以上ありますので、その辺り今後検討をしていく必要もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで政策企画課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で11時10分まで休憩します。

（休憩 11時02分～11時10分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより税務課、収納推進課の審査を行いたいと思います。提案理由について説明を求めます。

和田課長。

○税務課長（和田弘君）

皆様こんにちは、よろしくお願いたします。令和3年度一般会計決算について御説明いたします。税務課所管分の歳入額は46億4,664万4,995円、歳出額は1億3,123万1,226円です。それでは決算書の事項別明細書に基づき主なものにつきまして御説明いたしますが、収納推進課とも同じ目が重複するところもありますので、重複を避けるために総額について私の方から、町税の各税の歳入内訳について収納推進課より説明いたします。

初めに歳入から御説明いたします。事項別明細書の16、17ページをお開きください。1款町税の調定額46億8,389万8,423円に対し、収入済額は46億1,791万4,064円、不納欠損額は128件の331万9,319円、収入未済額は6,266万5,040円です。対前年比で調定額が約4,080万円減少しております。これについては、個人町民税においてふるさと納税等による寄附金税額控除増額や、住宅借入金等特別税額控除が前年度より増加していること、法人町民税において法人税割の税額が9.7%から6%に変更されたこと、新型コロナウイルス感染症等の影響により業績が低迷したことなどの理由により、税額が減少しております。また近年の収納率向上により滞納繰越分の調定も減少しております。町税全体の収納率は、現年度課税分、滞納繰越分を合わせて98.59%で、前年度より0.64ポイントの増となっております。なお現年度課税分の収納率は99.72%、滞納繰越分は41.6%です。それでは町税の各税目の決算状況につきまして、収納推進課長より御説明いたします。

○委員長（金子恵委員）

小川課長。

○収納推進課長（小川貴弘君）

皆様こんにちは。それでは決算状況について御説明いたします。1款1項1目の個人町民税について、現年度課税分は調定額22億9,421万4,330円に対し、収入済額22億8,683万7,133円、収納率は対前年度比0.05ポイント上昇の99.6

8%でございました。不納欠損額は2件、5万5,305円でございます。滞納繰越分は調定額3,779万9,019円に対し、収入済額884万2,359円、収納率は対前年度比0.02ポイント上昇の23.39%でございました。不納欠損額は63件、221万6,802円でございます。1款1項2目法人町民税について、現年課税分は調定額1億713万7,600円に対し、収入済額1億663万8,100円、収納率は対前年度比0.64ポイント上昇の99.53%でございました。不納欠損額は1件、5万円でございます。滞納繰越分は調定額137万1,200円に対し、収入済額76万3,300円、収納率は対前年度比13.45ポイント上昇の55.67%でございました。不納欠損額は1件、6,000円でございます。1款2項1目固定資産税について、現年課税分は調定額15億1,753万4,900円に対し、収入済額15億1,372万6,814円、収納率は対前年度比0.91ポイント上昇の99.75%でございました。不納欠損額は1件、1万8,400円でございます。滞納繰越分は調定額4,513万4,583円に対し、収入済額2,527万7,096円、収納率は対前年度比36.57ポイント上昇の55.96%でございました。不納欠損額は20件、76万8,424円でございます。2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、調定額、収入済額ともに369万7,600円でございます。1款3項1目の軽自動車税の環境性能割でございますが、調定額、収入済額ともに469万4,900円でございます。同項2目の軽自動車税種別割について、現年課税分は調定額1億1,712万4,300円に対し、収入済額1億1,682万9,500円、収納率は対前年度比0.03ポイント上昇の99.75%でございました。滞納繰越分は調定額88万4,000円に対し、収入済額8万5,100円、収納率は対前年度比8.14ポイント低下の9.63%でございました。不納欠損額は33件、17万5,500円でございます。1款4項1目町たばこ税でございますが、調定額、収入済額ともに2億4,623万2,692円でございます。18、19ページをお願いします。1款5項1目特別土地保有税でございますが、調定額、収入済額はいずれもございません。1款6項1目入湯税でございますが、調定額、収入済額はともに14万5,580円でございます。1款7項1目都市計画税について、現年課税分は調定額3億177万8,400円に対し、収入済額3億109万2,386円、収納率は対前年度比0.33ポイント上昇の99.77%でございました。不納欠損額は1件、3,900円でございます。滞納繰越分は調定額614万9,319円に対し、収入済額305万1,504円、収納率は対前年度比29.88ポイント上昇の49.62%でございました。不納欠損額は6件、2万4,988円でございます。先ほど税務課長の説明にもありましたが、町税全体の収納率は現年度分99.72%、滞納繰越分41.6%、現年度滞納繰越分の合計については、対前年度比0.64ポイント上昇の98.59%でございました。大幅に上昇した主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が2割以上減少した方を対象とした徴収猶予の特例の反動によるものでございます。徴収猶予の特例については、令和2年度の現年度収納率を0.34ポイント引き下げる要因

となっております。この制度は令和2年度をもって終了したため、令和3年度の現年度収納率が相対的に上昇いたしております。また、令和3年度の滞納繰越分の収納率も、同じく11.95ポイント引き上げる要因となっております。ただ、この要因を除外いたしましても、令和3年度における一般税の現年度収納率が前年度比0.02ポイント、そして滞納繰越分についても8.17ポイント上回っており、また一般税全体の現年度、滞納繰越分、現年度及び滞納繰越分の合計の全てにおいて過去最高の収納率であったことから、納税環境は依然良好に推移しているものと判断いたしております。町税の決算状況の説明は以上でございます。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○税務課長（和田弘君）

それでは、引き続き歳入につきまして御説明いたします。事項別明細書、26、27ページをお開きください。下段の13款2項1目5節税務関係証明手数料5,971件の191万1,900円は、全て税務課所管分でございます。次に28、29ページをお開きください。6節督促手数料71万3,670円ですが、うち税務課所管分は6,229件で、62万2,870円、収納推進課分が908件で9万800円でございます。8節地籍手数料の626件、23万2,300円は、全て税務課所管分でございます。次に38、39ページをお開きください。15款3項1目2節徴収費委託金は税務課所管分でございます。収入済額の6,389万2,553円は、個人県民税の徴収取り扱いに対する委託金で、県への払込み額は15億2,468万830円でございます。次に44、45ページをお開きください。下段の20款1項1目1節延滞金491万7,914円のうち、税務課所管分は59件で9万667円、収納推進課分は926件で482万7,247円でございます。次に48、49ページをお開きください。20款5項1目1節雑入の一番下にあります歳計外支出過誤振替金100円は、収納推進課分でございます。

続きまして歳出について御説明いたします。事項別明細書74ページから79ページまでと、134ページから135ページまでが税務課及び収納推進課所管分となります。それでは74、75ページをお開きください。2款2項1目税務総務費の支出済額1億9,481万2,236円のうち、税務課所管分は9,294万1,245円、収納推進課所管分は3,756万8,679円で、税務課職員14名、収納推進課職員6名、計20名の人件費及び需用費に係るものが主なものでございます。支出金額に若干の増減がありますが、内容は前年度とほぼ同様でございます。また同目には総務課所管分として、固定資産評価審査委員会に係る経費、産業振興課分としてふるさと長与応援寄附金に係る経費も含んでおります。次に74、75ページの下段から76、77ページにかけての2目賦課徴収費でございます。支出済額4,110万9,306円のうち、税務課所管分は3,674万967円、収納推進課分は436万8,339円でございます。主なものについて御説明いたします。12節委託料について、昨年度評価替えに伴う固定資産

評価業務委託金は今年度支出はございません。17節備品購入費14万580円につきましては、家屋調査用の防水デジタルカメラ4万700円、税務証明用の電子レジスター9万9,880円の購入を行っております。22節償還金、利子及び割引料につきましては、還付金約460万円の減でございます。そのほかの節につきましては支出済額に若干の増減がありますが、内容としましては昨年とほぼ同様でございます。次に134、135ページをお開きください。下段の6款1項5目農地費でございます。支出済額の154万9,014円については、全て税務課所管分となります。前年と比較して約847万円の減少でございます。主な要因として、昨年度地籍情報を管理するシステムを更新しました。固定資産管理システム導入業務委託料が今年度については支出が無くなり、3年度は固定資産管理システム保守委託、地籍情報化委託となったためでございます。以上、簡単でございますが、主なものの説明とさせていただきます。また私の説明以外で、収納推進課より引き続き説明がございますのでよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

小川課長。

○収納推進課長（小川貴弘君）

それでは引き続き、収納推進課所管分の歳出の主なものについて御説明申し上げます。74、75ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費1節報酬の収納推進専門員報酬は、1名分264万8,976円を支出しております。続きまして76、77ページ、3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当61万6,331円のうち、56万2,906円を収納推進専門員の期末手当として支出しております。前年度比20万880円の増額でございます。増額の要因といたしましては、制度発足初年度の期間率の影響により70%が除算された令和2年6月の期末手当に対し、令和3年度は満額を支給したためでございます。4節共済費の会計年度任用職員社会保険料51万3,170円は収納推進専門員分でございます。11節役務費、預貯金照会手数料23万356円は、滞納者の預貯金調査を実施した際の各金融機関に支払う手数料でございます。3,051件の調査を行いました。収納推進課所管分の歳出の説明は以上でございます。続きまして、本日お渡しした資料を簡単に説明いたします。1ページから6ページまでは、先ほど御説明させていただいた税目ごとの決算書でございます。不能欠損に関しまして、7ページには一般税、8ページには国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料における事由別集計表を添付いたしております。表の見方でございますが、左から税目、事由区分、地方税法等の根拠条文ごとに不納欠損の金額及び件数を記載しております。事由区分は、1無財産から6その他までございまして、6その他は全て外国人の帰国に伴うものでございます。一番右列及び一番下の行が各項目の合計でございますが、7ページの一番右下に記載しております128件、331万9,319円が、一般税における不納欠損の総額でございます。同様に8ページの国民健康保険税171件、1,462万8,353円、介護保険料32件、154万6,400円、後期高齢者医療保

険料2件、16万1,400円、保育料3件、23万5,100円が、それぞれの不納欠損額でございます。資料の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので質疑に入っていきたいと思います。税務課、収納推進課、入り乱れておりますので、歳入歳出で分けての質疑といたします。まず16、17ページで質疑はありませんか。戻っても構いませんので、進めていきますけどいいですか。では18、19ページ、よろしいですか。戻っても構いません。次26、27ページ、質疑はありませんか。ここは一番下段ですね。次に28、29ページの上段、督促手数料、その下の地籍調査の分ですね。次44、45ページ、一番下段ですね、延滞金。ないようでしたら48、49ページ、雑入の一番下、歳計外支出過誤振替金ということで、これは収納推進課の分ですね。歳入全般で質疑はありませんか。では歳出に移りたいと思います。74、75ページ、質疑はありませんか。これは76、77ページまで続きます、いいですかね。それでは134、135ページ、下段の方の農地費です。よろしいでしょうか。今日いただいた資料も含め、歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

17ページの小さいことなんですが軽自動車税の不納欠損なんですけども、17万5,500円。資料の7ページを見ますと、その理由が無財産と生活困窮の人たちだという分析をされておられますけども、相当努力をされてこれだけに減って、やむを得なく不納欠損で、5か年間ですか、10年ですか、不納欠損は。されておると思うんですが、その期間と協議の経過等があるというふうに思うんですね。33件の17万5,500円ですので、割り戻しますと5,000円ちょっとぐらいだろうと思うんですね。まあ平均にはいかんというふうに思いますけども。平均しますと5,000円ぐらいと、1件ですね。そういうことなんですけども、そういうことで説明を願います。

○委員長（金子恵委員）

小川課長。

○収納推進課長（小川貴弘君）

軽自動車税の不納欠損につきましては、なんで17万円ほど、物があるのに、車があるのにというお考えもあろうかと思いますが、長い期間99.7%以上の高い徴収率を継続しておりまして、そのため滞納繰越額も年々減少をしているという状況になっております。なぜ車検が必要なのにそういったのが納付もなく不納欠損になってしまうかと申し上げますと、実際、その車が廃車をされたりということで、物が無くなってしまっていることが1つと、実際車検が切れていて家にあるにもかかわらず廃車をされてない方、こういった方につきましては、私たちも廃車をするように強く申し伝えているとこ

ろではあるんですが、また差し押さえ等でその方に収入があり、差し押さえができる分については即日差し押さえと。これは現年度分に含めても、差し押さえを実際実施しているということでございます。今回不納欠損になっております17万5,500円につきましては、そういった説明したとおり、物が無かったり、差し押さえができない、本人とも連絡をとれないというケースも含まれておまして、その中で、もう致し方なく不納欠損とさせていただいている状況でございます。今後、引き続きになるんですが、滞納者の居所を調査するとともに、資産の調査、そういったところも含めまして、差し押さえもしくは自主納付の訴えということを徹底してまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

無財産といいますと例えば軽自動車が無いということで、それは事情がいろいろあって無いこともあるだろうというふうに思うんですが、もう1つの生活困窮の方というのは、物はあるんじゃないかなど。事情がどうしても納付できないという理由だろうというふうに解釈をするんですけどもね。それもやっぱり無財産とか今課長が説明したような理由に当たるものがあるんですか、生活困窮の場合ですね。

○委員長（金子恵委員）

小川課長。

○収納推進課長（小川貴弘君）

生活困窮の19件、8万1000円の不納欠損につきまして、資料の詳細なものをお持ちしておりませんが、例えば生活困窮者の中で車検が切れた状態で持っていらっしゃる方、それを生活困窮であれば給与等、預貯金等そういったのが、差し押さえが実際できないということで、車検切れだから廃車をしていても過去の滞納分として残っているケースっていうのがございまして、今回、19件で8万1000円不納欠損させていただいている分は、そういったものも含まれているということで御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで税務課、収納推進課の審査を終了いたします。所管の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険課の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

それでは健康保険課所管分につきまして、事項別明細書に基づき御説明を申し上げます。まず歳入でございます。22、23ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金、一番下、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金は、長崎県後期高齢者医療広域連合へ派遣している職員1名分に係る人件費でございます。28、29ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金、一番上、国民健康保険基盤安定負担金は、国保財政の安定化に資するため2分の1相当額を国が負担するものでございます。同じく、2目1節保健衛生費負担金、下段、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、個別医療機関へ支払う接種費などワクチン接種に係る直接的な経費に対する国庫負担金でございます。次のページの14款2項2目3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち、当課所管分は636万5,000円で、後期高齢者の保険給付費に対する負担金のうち、被爆者に係る給付費の一部を国庫補助金として受け入れるものでございます。3目1節保健衛生費補助金、一番上、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診受診促進を図るための補助金や風しんの抗体検査等に係る補助金でございます。3段目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するための体制確保に対する補助金で、コールセンターの設置費用やシステムの改修費用、クーポン券の印刷費用等が対象になっております。次の段の健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業国庫補助金は、健診結果のマイナンバー連携に係る補助金、一番下の段から次のページにわたりますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種記録システム改修事業補助金は、新型インフルエンザ予防接種記録とマイナンバーとの連携に係る補助金でございます。同じページの14款3項2目1節社会福祉費委託金は、国民年金に係る事務費委託金でございます。次のページの15款1項1目1節社会福祉費負担金、一番上、国民健康保険基盤安定負担金は、国民健康保険税の軽減措置に伴う減収のうち4分の3の相当額及び国保財政の安定化に資するための繰入基準額の4分の1相当額でございます。その2段下、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、軽減措置に伴う減収分のうち4分の3相当額を長崎県から受け入れるものでございます。次のページの15款2項3目1節保健衛生費補助金の健康増進事業費補助金は、健康相談、健康教育等の健康増進事業に対する補助金でございます。44、45ページをお開きください。18款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は、令和3年度における一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金のうち、決算により確定した繰出金との差額分を繰り入れたものでございます。次のページの20款4項1目1節後期高齢者医療受託事業収入の上段、後期高齢者医療健康診査受託費は、後期高齢者医療広域連合から委託を受け健康診査を実施したものです。その下、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託費は、後期高齢者の保健事業について市町の介護予防事業や国保の保健事業と一体的に実施し、高齢者の多様な課題に対応しようとするもので、広域連合の

事業を受託して実施したものでございます。次のページの20款5項1目1節雑入のうち、上から5番目、後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち、健康保険課分は181万9,895円でございます、健康ポイント事業に対する補助金でございます。その9段下、臨地実習受入謝金は学生実習を受け入れた際の謝金でございます。下から5番目になりますけれども、新型コロナワクチン接種費は、集団接種において他自治体の住民を接種した場合に国保連合会を通じて請求をしたものでございます。その下の会計年度任用職員通勤手当返還金は通勤手当に誤支給がありましたので、その返還をいただいたものでございます。

次に歳出につきまして、昨年度との変更点を中心に主なものを御説明いたします。94、95ページをお開きください。3款1項3目国民年金事務取扱費は、全て健康保険課所管でございます。年金係の人件費や事務経費など国民年金事務に係る経費でございます、内容については例年と変わりございません。同じページから次のページにわたりますけれども、3款1項5目国民健康保険費は、全て健康保険課分でございます。保険係の人件費など国民健康保険に係る経費でございます。27節の繰出金、長与町国民健康保険特別会計繰出金は、国及び県から受け入れた保険基盤安定負担金と繰入基準により算出された一般会計が負担すべき金額を合算し、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。110、111ページをお開きください。3款3項3目後期高齢者医療費は、全て健康保険課分でございます。後期高齢者医療に係る経費でございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、健康診査の委託料、療養給付費の負担金、特別会計繰出金で、内容につきましては前年と変わりございません。同じページから次のページにまでわたりますけれども、4款1項1目保健衛生総務費は、健康増進係の職員の人件費及び健康センターの管理費や保健対策関連の経費でございます。2節、3節、4節の人件費には他課の分が含まれておりますけれども、それ以外は全て健康保険課所管分でございます。健康ポイント事業やウォーキングイベントの費用も含まれております。12節委託料の下段、ウォーキングイベント運営委託料は、秋のウォーキングイベントの企画運営について業務委託を行ったものです。18節負担金、補助及び交付金の一番下、新型コロナウイルス感染症患者転院促進費負担金は、コロナから回復したあと引き続き入院が必要な患者を受け入れた場合に、転院を受け入れた医療機関に対し患者1人当たり25万円を支給するものでございます。同じページから次のページにわたりますけれども、4款1項2目感染症予防費は、予防接種、結核検診等に関連する支出でございます。新型コロナウイルスのワクチン接種関連の費用もこちらに含まれております。健康保険課所管分を申し上げます。1節報酬、一般事務補助パート報酬のうち129万9,164円。看護師パート報酬は全て。3節、会計年度任用職員期末手当と7節の全て。8節、会計年度任用職員通勤手当のうち15万330円。10節、消耗品費のうち253万9,571円。燃料費の全て、印刷製本費のうち41万5,250円、医薬材料費とコピー代の全て。それと11節役務費は全て。12節委託料のうち、一番

上、予防接種委託料のうちの1億5,839万9,326円、3段目の健康管理システム改修委託料のうち326万6,780円、それ以外の委託料は全て。13節、17節、22節も全て健康保険課所管でございます。新型コロナのワクチン接種が始まっておりますので、昨年度よりも大幅に支出額が増加している状況になっております。118、119ページをお開きください。4款1項4目健康増進費は、全て健康保険課所管でございます。主に健診に関連する支出でございます。12節委託料の下段、健康管理システム改修委託料は、健診結果のマイナンバー連携に係る委託料でございます。それ以外は昨年度とほぼ同様の支出となっております。

続いて、主要な施策の成果に関する報告書における健康保険課分は49ページから53ページまででございます。49ページ、国民健康保険特別会計繰出金は、国の基準に基づき一般会計から国保特別会計へ繰り出した経費でございます。50ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務は、後期高齢者の保健事業について市町の介護予防事業や国保の保健事業と一体的に実施し、高齢者の多様な課題に対応する事業でございます。51ページの健康ポイント事業は、健康づくり活動にポイントを付与し、貯まったポイントを地域商品券等と交換していただける、楽しみながら健康づくりに取り組んでいける事業でございます。52ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業（予防接種）は、ワクチン接種に直接要する費用で、集団接種の運営費や個別医療機関への接種費でございます。53ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業（予防接種体制確保）は、ワクチン接種に必要な体制を確保する費用で、接種券の作成やコールセンターの費用、事務費等でございます。以上が、健康保険課所管分の主な内容でございます。また、本日、本町における新型コロナウイルス陽性者数の推移の状況の資料を提出しております。9月9日までというふうになっております。9月10日以降は全数把握の見直しになっておりますので、発生届を限定しております。そのため、市町別の発生数は把握をしておりません。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。休憩を挟んで午後から質疑に入りたいと思います。

場内の時計で13時15分まで休憩します。

（休憩 12時00分～13時13分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険課の質疑に入っていきます。まず歳入、22、23ページ、下段の方ですね、ここから質疑を始めます。質疑はありませんか。22、23ページの12款1項1目です。では戻っても構いませんので進めてまいります。28、29ページ、中段と下段のところですね、よろしいですか。では次、30、31ページ、ここは下の方ですね。老人保健事業推進費等補助金（原爆分）、この辺りになります。3

4、35ページ、これは負担金ですね、上段の。次36、37ページ、上から4つ目健康増進事業費補助金が健康保険課の所管です。いいですか、進めます。44、45ページ、これは上段分ですね。では次、46、47ページ、真ん中辺りです。後期高齢者医療受託事業収入、この辺りです。よろしいでしょうか。では48、49ページ、雑入。こちらで質疑はありませんか。歳入全般で質疑はありませんか。ではあとで全体的にお聞きしますので、歳出の方に移りたいと思います。94、95ページ、国民年金事務取扱費と下段の国民健康保険費、この辺りです、いいですか。96、97ページ、上段分です。よろしいでしょうか。それでは110、111ページ、質疑はありませんか。次のページの112、113ページ、1目の続きです。いいですか。それでは114、115ページ。質疑はありませんか。では進めます。118、119ページ、健康増進費が健康保険課の所管になっています。よろしいですか。それと主要な施策の成果に関する報告書の説明もありました。併せて、歳入歳出全般で質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

健康ポイント事業のところでお伺いしたいことがありまして、事業の実績の表がありますが、ここの中で男女の比率が大体例年4：6ぐらいの感じで女性の方が少し多いですよ。1つはそれがどういった理由なのかというものの分析があるのか。それと、できれば平均寿命、今日テレビでもあっていましたが女性の方が圧倒的に長生きされてるようで、ですから、そういう意味では男性の比率を高めるようなことも必要かなと思うんですが、その辺りの何か考えがあるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

健康ポイント事業の男性女性の参加比率なんですけれども、確かに男性の方が若干少なめではあるんですけども、ほかの今までやいろいろ行ってきた健康教育とか健康教室とか、いろんな公民館関係の講座なども多分比率でいえば男性1割、2割いけばいい方かなってような事業の中で、このポイント事業はかなり男性の方も、あと年代も幅広く参加できるということで、割と男性も来られている方かなというような認識でございました。委員がおっしゃられるように確かにまだ女性の方が、参加が多いということで、男性も参加しやすいような取り組みが必要かと思います。参加するときに、お友達同士で参加したら加算ポイントが付くなどそういうのもしておりまして、やっぱりそういうのももちろん女性もお友達同士参加しやすいなどもあるのかなと思いますので、男性も参加しやすいような取り組みも必要だと感じましたので検討させていただきます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

うちの近所辺りの人付き合いを見ておりましたが、やっぱり女性同士ってのは、よく井戸端会議的な形で一緒に行こうよというような誘い合いというのは比較的よくされる。で、男性はやっぱりどうしてもこの年齢層ですと職場中心の生き方をされてきたというのもある、なかなかその辺りでの風習の違いがあるのかなというふうに思います。是非、男性の参加を推進していただければと思います。それから、健康になっていただくということでの取り組みだと思んですが、比較的参加もされているなというふうには思うんですが、例えばこの事業をしたことによって介護度とか要支援度が良くなってきているとか、その辺りの介護との、他の所管かもしれませんがそことの比較とか、こういった事業をやっているから長与は介護度もこうなんだよというような何か分析等あれば、教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

事業の成果として、介護度の比較などは取り組んでおりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

47ページのほぼ真ん中の後期高齢者関係なんですが、備考欄の下の方ですね。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託費、これは連合会からの受託事業ですとこういう説明を課長はいたしましたけども、金額的に約740万円の受託料が入っておるわけですよ、収入でですね。一方、どこにその分が出ておるのかなあと調べて主要な施策の成果に関する報告書を見ると、50ページの一番上に同じようなテーマで高齢者云々というのがありますが、これは95万円しか出てないわけですね。だから事業としては、この健康ポイント事業は違うのかな、合わせて七百幾らになるんですけどもね。これちょっと違うのかなと思ったりいろいろしとるんですが、受託事業の歳出面を、どこで、どういう内容で出ておるのかをお聞きをしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

歳入の46、47ページですね。広域連合から受託をしておりますこの事業ですけれども、収入としては739万円ほどあるんですけども、主要な施策の成果に関する報告書の方には決算額が95万円ということで、その欄外に人件費で644万3,000円ということで記載をしておりますので、健康保険課所管としては、決算は95万円、残りの644万3,000円については人件費分ということで御理解いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

その95万円しか出てないわけですよ、まずこれが95万円。そして事業実績はここに書いていますので、そのまま理解をすればいいわけですが、95万円の事業で、歳入の方も業務を委託するわけですので、いろんな業務に費用を充てるというのが委託の本性だろうというふうに思うんですよ。それを人件費に充てましたというのはちょっと筋が違うんじゃないかなとも思うんですが。いや、支出はそういうことを認められているんですよということであれば、何ら問題ないんじゃないかなと思うんですが、本来業務からは、業務を委託するわけですからね。職員はそこにおいて、それで連合会から逆に受けて、こういう事業をやってくださいよと、それなら受託費として七百何十万円やりますよと。ところが一般の人件費をそれで賄っていいですよなんて、ちょっと筋が違うんじゃないかなという感じをするんですけども、その点は認められておるかどうか、説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

主要な施策の成果に関する報告書の方に人件費に充当していますということで、事業の企画運営担当職員の人件費となっております。こちらが、こういう事業をやりますとか、そういうのを実際企画する職員については、この職員の人件費に充てていいということになっておりますので、この分を経費として上げております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この事業実績の下に5、6項目、黒のあれでしてあるんですが、これの具体的な例えばプログラムとか、そういう物はないんですかね。これでは中身は全く分からないんですけども、もしよかったら御提示いただければと思うんですけど。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

一体的事業で実際に行っている事業としまして、この主要な施策の成果に関する報告書に書いてあるようなものを行っております。ハイリスクアプローチということで、将来的に要介護になる恐れのある方たちを把握して、その方たちに個別に訪問して指導していくというような事業をしております、その中でも特に項目として低栄養及び口腔機能の低下が見られる者。それから健康状態が未把握の方、医療に全くかかってなくて健診も受けられてない方。それからあと健診などで糖尿病性腎症の重症化予防事業の

対象に該当される方などを個別に把握をして個別指導と評価を行っております。これらを把握して、そのあと管理栄養士とか歯科衛生士、それから保健師、看護師などが個別に訪問し、指導をしております。そのほかにポピュレーションアプローチとしまして、地域の高齢者の集まりの場、地区老人クラブや高齢者のサロンなどに健康教育に出向いて行きまして、そこで健康教育及び健康チェックということで、要介護状態にならないための講話であるとか、実際の握力を測ったりとかフレイルチェックなど質問票などを行って、皆さんへの診断をするとともに、その中でも虚弱な方がいないかなどを把握して、また個別支援に繋げるような事業をしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も同じところで、この事業の実績を見て、できればこれ主要な施策の成果に関する報告書なので、成果の部分を書きいただきたいなと思っております。全部が全部は無理だとしても幾つか抽出して、例えば口腔機能が低下している方のうち何人かはその指導によって改善が見られたとか、その辺りあればそういうのはやっぱり議会としては見たいなあというふうに思うんですが、何点かあれば教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

実績などまとめたものを資料で後ほどお出しするようにさせてもらっていいでしょうか。はい、ではお渡しいたします。

○委員長（金子恵委員）

お願いします。ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

歳出の119ページ、健康診査委託料は健康保険課になりますよね。これは医師会に委託されていると思うんですけども、今血圧とか体重とか身長とか、そういう簡単な測定は自動化が進んでいると思うんですけども、そういった面でそういう自動化を進めていくと、この委託料が減っていくんじゃないかなと思うんですよ。現状はどういうふうになっているか、そのところを教えてくださいたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

その自動化ですね、身長であったり、血圧であったり、多分御自分で測れば先生の負担が減るということだと思います。現状としては、自動でやっている所は無いと把握を

しております。ただそれによって委託料が減るのか、増えることはないと思うんですけど、減るのかっていうところは今後研究をしていきたいなと思っております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私も病院とか行きますと、血圧は自分で測って出しているっていうか、そういう所が多いものですから。だから、できればそういった自動化ができるところはもうどんどんやられて、できるだけこの委託料を減らしていくっていうのが本筋じゃなかろうかと思えます。したがって、まだ血圧まで看護師がついて測っているっていうことであれば人工がかかるわけですね、看護師の人工費用が。だから、そういったところはもうちょっと自動化を図っていかれたらどうかと思って質問したところですよ。だからそういう意味では、そういう検討をしていただきたいなと思えます。これは要望ですから、最後の方はですね。さっき回答があったように検討しますということでしたから、よろしく願います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今のページなんですけども、健康増進費の補正が303万円補正をされてあるんですね。ところが一番右にありますように不用額が280万円あるんですね。これは予算の組み方の問題で、実態の把握をあまりよくせずに補正をかけたのじゃないかという、そういう疑問が出てくるわけです。ところが中身を見ますと、通信運搬費が100万円あるわけですね、一番大きいのは。この辺りに誤りとか見込み違いとか、そういうものがあつたんじゃないかと。実績で281万1,000円不用額が出ておるわけですね。約20～30万円で補正は足りたわけなんですね。その辺りはやっぱり慎重に、補正で300万円を組んで決算で280万円残すなんて、普通の予算の在り方としては考えられないわけです。そういうことで、どういう事情でそうなったのか。願います。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

令和3年12月の議会で303万円補正をしております。この303万円につきましては、健康管理システムの改修委託料に充てるということで303万円補正をしております。で、実際に入札減によって287万7,600円でありましたので、この分については303万円で280万円ということで適正なのかなという考えでおるんですけれども、目全体で見ると280万円不用額が出ているということもございまして、確かに通信運搬費が100万円以上不用が出ているということもございまして、今後は補正

を上げる際には、この辺も考えて慎重に上げたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

委託料で組んだということで、それはよく分かりました。そこは全体的に課長も言いますように、通信運搬費が見込み違いで残ったということでもありますので理由は分かりますが、もっとよく精査をして、全体的な面から補正をかける場合はそうして、あまり不用額が出ないように、それだけお金を拘束してほかに活用できないと。そうすることで積み上げると何億円になるわけですよ、不用額はね。そうすると、本当にやっていきたいという希望が各課にありながら、そのお金を活用できないことに繋がりますので、その点お互い各課とも慎重に予算はしていただきたいと思います。何か意見があれば。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

貴重な御意見ありがとうございます。今後はやはり不用額の方も見ながら、慎重に補正は上げたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

主要な施策の成果に関する報告書の健康ポイント事業なんですけども、自分も1期目のときは参加してしまして、健康づくりのきっかけみたいな形で効果があるということをやっていたけど、止めたあとが継続してできているかどうかというところが、効果としてあるのかなと思うんで、そこを調査したらいかがかなっていうのと、あと、それも含めて卒業した人ももう1回参加できないのかなっていうのをお聞かせいただきたいというのと、あとこれ年々参加している方が減ってきているので、もうこれ以上増えることはないのかなと思うんです。この健康ポイント事業自体、いつまでとかいう計画があるのか、あればお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

この健康ポイント事業ですね、元々開始したときに健康にあまり関心がない層を掘り起こすっていうのを目的にやっておる関係で、最初に参加された方とかは健康に関心がある程度ある方ということもありまして、3年で卒業という制度を設けております。そういうことから、卒業された方がもう1回復活するっていうことは今のところは考えて

はない。ただ、確かに3年後実際継続して健康づくりをやられているかっていうところは把握ができてないってということもありますので、卒業生に対するそういう計測の機会は設けているんですけども、なかなかそこに計測に来られる方も限られているということもありますので、卒業生に対する調査は、今後どうしていくかっていうことは検討していきたいと思っています。このポイント事業自体は3年で卒業という制度があるのも関係して、やはり先はだんだん参加者が減っていくっていうのはもう見えております。いつまで続けるっていうのは現時点では決めてないんですけども、このポイント事業自体は、県の方で今度健康アプリも導入をされるという経緯もございまして、そちらの方に乗っていくのか、それともまだ町独自のポイント事業を続けていくのか、その辺については内部でも検討しておりますので、今後、県の状況を見ながらいつまでやるか、それともまた新しいポイント事業になるのか、その辺は検討をしていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

主要な施策の成果に関する報告書の方ですが、新型コロナワクチンの予防接種を受けた5歳から11歳までの割合なんですけど、2,832人に対して1回目が348回というのは348人ということですかね。それで12.3%、2回目がもうすぐ始まるんですかね。それで、この接種した人たちの中で、実際に感染率とか重症化の子どもたちがいたのかとか、そこら辺のところお分かりになりますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

主要な施策の成果に関する報告書に記載をしておりますのが3月までの実績になっております。年度で切っておりますので今年の3月までの実績になっております。現状で申しますと、9月7日時点で485名が接種をしております、17%ほどの方が接種をしております。重症化とか、そういうところは町の方では、どなたが感染したっていうのを把握しておりませんので、その辺はどのくらいかかったのか、重症化したのかっていうところは、把握はできておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで健康保険課の質疑を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより介護保険課の審査に移りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

皆さんこんにちは。それでは議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の介護保険課所管分につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の28、29ページをお開き願います。まず歳入でございます。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、上から5番目と6番目の低所得者保険料軽減負担金及びその過年度精算分が介護保険課でございます。こちらは、介護保険料の第1段階から第3段階までの軽減額に対する2分の1の国庫補助で、現年度分の受け入れ及び前年度分精算による追加交付分でございます。続きまして34、35ページをお開き願います。15款1項1目1節社会福祉費負担金の下から2番目と1番目、低所得者保険料軽減負担金及びその過年度精算分が介護保険課でございます。先ほどの国費同様、保険料軽減の県負担分で、負担割合は4分の1となっております。

続きまして歳出でございます。108、109ページをお開き願います。3款3項2目介護保険費は、全て介護保険課でございます。1節報酬から8節旅費までは職員及び会計年度任用職員の人件費でございます。27節繰出金は、国が示した基準内での繰出金としまして介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分、低所得者保険料軽減分、事務費繰出金に係るもので、前年度比204万5,322円、0.5%の増となっております。介護給付費及び低所得者保険料軽減負担金の増加が増加の主な要因でございます。

続きまして主要な施策の成果に関する報告書につきまして御説明させていただきます。介護保険課分は54ページを御覧ください。先ほど歳出のところで説明いたしました介護保険特別会計への繰出金を掲載いたしております。こちらは、介護保険事業の運営に係る町の持ち出し分でございますが、決算額の内訳と町の負担割合を一番下の事業の実績に記載しております。なお低所得者保険料軽減負担金につきましては、国及び県支出金を含めたところで特別会計へ繰り出しを行っております。以上が令和3年度決算の介護保険課に関する内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。質疑に入ります。まず、歳入の方から入りたいと思います。量的には多くないので歳入全般で質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。28、29、34、35ページの低所得者分ですね。歳入の方、質疑がありませんでしたら戻っても構いませんので、歳出の方に移りたいと思います。108、109ページ、介護保険費、こちらが所管になっていますが、質疑はありませんか。主要の施策の成果に関する報告書含めてないですか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで介護保険課の審査を終了いたします。所管の皆様お疲れさまでした。
本日の予定は以上です。これで、総務厚生常任委員会を本日は閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 13時56分)